

「平成30年度ベンチャー企業支援事業補助金（賃料補助）」対象企業募集のお知らせ

ベンチャー企業の県内での成長・定着を促進するため、オフィス・ラボの賃料を補助します。

1 応募資格 以下の①～③までの要件をすべて満たす者

① I T, アグリやバイオ等の最先端技術分野において、優れた技術や高度で専門的な知識を有する創業5年以内のベンチャー企業（平成30年度に創業を計画している者を含む。）

②平成30年7月1日から平成31年2月28日までの間に、県内での新たなオフィスの開設又は県内でのオフィスの転居・拡張を予定している者

※対象のオフィス：民間事業者等が運営するオフィス・ラボ

※対象外のオフィス：行政等が提供する市場価格より低廉なオフィス・ラボ

※転居の要件：面積の拡張又は事業環境の質的向上（駅付近への移転等）による賃料の増が伴うこと

※公募開始以前に契約した場合や交付決定前に開設・転居等を行った場合は対象外

③補助事業終了後も、引き続き、県内で事業活動を継続する予定である者

2 補助対象経費等

・対象経費：賃料（消費税、共益費、敷金、保証金等は除く。）

・補助率：1/2

・補助上限：20万円/月

・補助期間：平成30年7月1日から平成31年3月31日（最大平成33年3月まで）

※他の公的な補助金等を受給する場合は、その額を控除した額を対象経費とし、その金額の1/2（20万円/月）が上限となります。

※転居を伴わない拡張の場合は、拡張部分の賃料を補助対象経費とします。

3 募集・申込期間 平成30年5月21日（月）から平成30年6月8日（金）まで

4 審査 原則、申請書類に基づき、審査を行います（必要に応じて、面接等による審査あり）。

<審査の視点>ア 事業の新規性・優位性

イ 事業の実現可能性・市場性・成長性

ウ 事業の継続性・発展性

エ 本補助金の必要性

5 スケジュール 6月8日まで 募集・申込期間

6月中旬 審査

6月下旬 補助金交付申請・交付決定

3月末 補助事業実績報告

4月～5月 完了検査、補助金交付

※詳細は下記ホームページをご確認ください。

<http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/sangi/30chinryouhojyo.html>

■お問い合わせ

県産業戦略部 技術振興局 技術革新課 イノベーション創出担当

TEL 029(301)3522 Fax 029(301)3599